

市民活動リスタート 支援事業

市民活動団体が使用する
以下の対象施設の使用料を免除します

対象期間:令和3年11月1日(月)~令和4年3月31日(木)

対象者 :対象期間中に市への登録がある**市民活動団体**
(期間内に新規登録された団体は登録日以降対象)

対象施設:○各地域交流センター

- ・北部地域交流センター・なごみん
- ・南部地域交流センター・よりなん
- ・西部地域交流センター・やはぎかん
- ・東部地域交流センター・むらさきかん
- ・地域交流センター六ツ美分館・悠紀の里

○図書館交流プラザ・りぶら

○額田センター・こもれびかん

できるだけ多くの団体にご活用いただくため、予約は必要な分のみにしていただくようご協力ください。

新型コロナウイルスの感染状況によって、施設が休館となったり、利用条件が変更となったりする可能性があります。当日の利用条件に合わせてご使用いただきますよう予めご了承ください。

すでに施設使用料の支払いが済んでいる団体へは、後日施設使用料を還付します。施設利用証、領収証、還付する口座の番号・名義がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)のコピーを利用施設の窓口へお持ちください。